

# 令和 7 年度 若桜町監査計画

若桜町監査委員

## 1 基本方針

監査等の実施に当たっては、町の行財政運営が公正で合理的かつ効率的に行われているかを町民の視点に立って確認することにより、行財政運営の健全性と透明性の確保に寄与し、もって住民の福祉の増進と町政への信頼確保に資するよう努める。

また、違法、不当の指摘にとどまらず、町の行政経営の合理性、妥当性の向上を目指して意見を述べるとともに、新公会計制度の導入に伴う資産負債バランス・収支バランス等、行政の効率化への過程に着目し、監査基準に基づいて監査等を実施する。

## 2 監査又は検査の種類

### (1) 例月出納検査（地方自治法第 235 条の 2 第 1 項）

#### ア 検査の対象

会計管理者が管理する現金（歳計現金、歳入歳出外現金、一時借入金、基金に属する現金及び預り金を含む。以下同じ。）及び出納事務。

#### イ 重点項目及び着眼点

会計管理者が保管する現金の残高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、出納事務が適正に行われているかどうかを重点項目とし、必要が生じた場合には、担当課等の会計事務の執行状況についても検査を行う。

また、次の項目を着眼点とする。

- (ア) 検査資料、諸帳簿の計数は正確か。
- (イ) 検査資料の計数は諸帳簿の計数と一致しているか。
- (ウ) 検査資料の計数は収支伝票の計数と一致しているか。
- (エ) 検査資料の計数は現金・預金の保管金残高調書の計数と一致しているか。
- (オ) 現金取扱事務は適正に行われているか。
- (カ) 収入支出の科目、根拠、金額に誤りがないか。
- (キ) 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。
- (ク) 預金の保管は最も確実かつ有利な方法で行われているか。
- (ケ) 手持ち現金は支払いの見通しに比べて多過ぎることはないか。
- (コ) 指摘した事項について、必要な措置がとられたか。

### (2) 定期監査（地方自治法第 199 条第 4 項）

#### ア 監査の対象

各課等の予算と事務事業の執行状況

イ 重点項目及び着眼点

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているか、工事の設計、施工等が適正に行われているか、また、建物等の維持管理が良好であることを重点項目とし、次の項目を着眼点とする。

- (ア) 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- (イ) 事務処理で法令等に違反するものはないか。
- (ウ) 納入通知、督促通知などの通知は、適正に行われているか。
- (エ) 所管する工事や事業の進ちょく状況は適当か。
- (オ) 契約の履行が確実に行われているか。
- (カ) 随意契約による理由は適正か。
- (キ) 契約書等関係書類及び各種帳簿は確実に整備されているか。また、それらの内容は適正か。
- (ク) 公益性のない事業又は団体に、補助金の交付がなされていないか。
- (ケ) 財産の管理及び運用は適正に行われているか。
- (コ) 事業は住民の福祉の増進に役立っているか。
- (サ) 事業は経済性を十分考慮されているか。
- (シ) 内部牽制組織は、整備され有効に機能しているか。
- (ス) 職務権限及び責任体制は明確になっているか。
- (セ) 職員の勤務状況は適正か。
- (ソ) 内部統制システムが構築されているか。
- (タ) 指摘した事項について、必要な措置がとられたか。

(3) 決算審査（地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項）

ア 審査の対象

令和6年度一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算

イ 重点項目及び着眼点

決算その他関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行及び事業の経営が適正かつ効率的であるか、また、財政運営が適切に行われているかを重点項目とし、次の項目を着眼点とする。

- (ア) 違法又は不当な調定及び調定漏れはないか。
- (イ) 調定の時期及び手続きは適正か。
- (ウ) 収入方法、収入時期は適切か。
- (エ) 収入未済額及び不納欠損額は適正か。
- (オ) 滞納整理について努力が払われているか。
- (カ) 事務、事業の進ちょく状況は妥当か。
- (キ) 予算額に対して多額の不用額を生じているものはないか。
- (ク) 予備費の充用、予算流用の理由及び額は適正か。
- (ケ) 委託料、工事請負費等の支出時期及び額は適正か。また、検査、検収は確実に行われているか。
- (コ) 補助金、交付金、負担金等の支出の必要性、有効性、支払時期及び

額は妥当か。また、精算報告は確実に行われているか。

(サ) 繰越明許、事故繰越等の理由、金額及び手続きは適正か。

(シ) 用地購入費及び用地の賃貸借料は妥当な額か。

(ス) 固定資産台帳を活用し、資産の適切な管理は行われているか。

(セ) 前年度において指摘した事項について、必要な措置がとられたか。

(4) 基金の運用状況審査（地方自治法第241条第5項）

ア 審査の対象

基金の運用状況

イ 重点項目及び着眼点

基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が適切かつ効率的に行われているかどうかを重点項目とし、次の項目を着眼点とする。

(ア) 基金の設置目的に従って、確実かつ効率的に運用されているか。

(イ) 違法、不当な運用はないか。

(ウ) 収支の計算は正確か。

ウ 実施方法

決算監査と併せて実施する。

(5) 財政健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項）

ア 審査の対象

令和6年度一般会計、特別会計及び公営企業会計決算における次の指標

(ア) 実質赤字比率

(イ) 連結実質赤字比率

(ウ) 実質公債費比率

(エ) 将来負担比率

(オ) 資金不足比率

イ 重点項目及び着眼点

令和6年度一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の財政健全化各指標が正確に算定されたかを重点項目とする。また、次の項目を着眼点とする。

(ア) 健全化判断比率及び資金不足比率の算定に誤りはないか。

(イ) 関係諸帳簿と根拠書類の符合が適正に行われているか。

ウ 実施方法

決算監査に併せて実施する。

(6) 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

ア 監査の対象

補助金交付団体、出資団体、公の施設の指定管理受託者及び町

#### イ 重点項目及び着眼点

財政援助を与えている団体、出資している団体及び公の施設の指定管理者に対する財政援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、当該財政的援助等の目的に沿って行われているか、また、町の指導及び監督が適切に行われているかを重点項目とし、次の項目を着眼点とする。

(ア) 補助金等の決定は法令等に適合しているか。

(イ) 補助金等の交付申請及び実績報告書等の書類は、適切な時期に処理されているか。

(ウ) 事業は計画及び交付条件に従って実施され、十分な効果を上げられているか。

(エ) 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。

(オ) 補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

(カ) 出資目的及び出資金額等は妥当か。

(キ) 出資目的に沿った事業運営が行われているか。

(ク) 経営成績及び財政状態は良好か。

(ケ) 関係法令の定めるところにより、善良な管理者の注意義務をもって管理されているか。

(コ) 協定書等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

(サ) 利用料金等の設定は適正に行われているか。

(シ) 指摘した事項について、必要な措置がとられたか。

#### (7) 必要に応じて行う監査

##### ア 行政監査（地方自治法第199条第2項）

町の事務の執行が、合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかを監査する。

##### イ 随時監査（地方自治法第199条第5項）

定期監査に準じて監査する。

### 3 年間計画

監査又は検査の日程は、別紙令和7年度監査等実施計画表のとおりとするが、諸事情等により変更する場合は、町長及び関係執行機関へ速やかに通知するものとする。

### 4 報告書の提出及び公表

監査終了後、監査結果報告書を町長、議会及び関係執行機関に提出し、監査結果を公表する。

(別紙)

## 令和7年度監査等実施計画表（予定）

| 月 日（曜日）              | 監査等の種類（対象等） |                                |                                |
|----------------------|-------------|--------------------------------|--------------------------------|
|                      | 例月出納検査      | 定期監査                           | その他                            |
| 4月23日（水）             | 3月分出納検査     |                                |                                |
| 5月27日（火）             | 4月分出納検査     |                                |                                |
| 6月26日（木）             | 5月分出納検査     |                                | 簡易水道事業会計・下水道事業会計決算審査           |
| 7月29日（火）             | 6月分出納検査     | 教育委員会所管施設・若桜学園                 |                                |
| 7月31日（木）<br>～8月8日（金） |             |                                | 決算審査<br>基金運用状況<br>財政健全化判断比率    |
| 8月26日（火）             | 7月分出納検査     |                                | 決算審査講評                         |
| 9月26日（金）             | 8月分出納検査     | 総務課<br>地籍調査課<br>農業委員会          | 財務書類（公会計）<br>工事、委託事業、備品購入執行状況等 |
| 10月28日（火）            | 9月分出納検査     | 経済産業課                          | 工事、委託事業、備品購入執行状況等              |
| 11月26日（水）            | 10月分出納検査    | 教育委員会事務局                       | 工事、委託事業、備品購入執行状況等              |
| 11月27日（木）            |             | 町民課<br>福祉保健課<br>企画政策課<br>地域整備課 | 工事、委託事業、備品購入執行状況等              |
| 12月23日（火）            | 11月分出納検査    |                                | 財政援助団体等監査                      |

|                                                                                                                        |          |                    |                                 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|--------------------|---------------------------------|
| 1月28日（水）                                                                                                               | 12月分出納検査 | 税 務 課<br>議 会 事 務 局 | 出納検査、定期監査、決算審査等において指摘した事項に係る現状等 |
| 2月26日（木）                                                                                                               | 1月分出納検査  | 全 課                | 出納検査、定期監査、決算審査等において指摘した事項に係る現状等 |
| 3月26日（木）                                                                                                               | 2月分出納検査  |                    | 監査計画の協議                         |
| <p>〔研修会等〕</p> <p>4月14日（月）県町村監査委員協議会定期総会・町村監査委員研修会</p> <p>10月16日（木）町村監査委員全国研修会（東京都内）</p> <p>10月 日（ ）県町村監査委員研修会（水明荘）</p> |          |                    |                                 |

※ 必要に応じて、行政監査又は随時監査を同時に実施することがあります。